大阪府条例第　　　号

大阪府附属機関条例の一部を改正する条例

　大阪府附属機関条例（昭和二十七年大阪府条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| 別表第一（第二条関係）　一　（略）

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 担任する事務 |
| （略） | （略） |
| 大阪府障害者自立支援協議会 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第八十九条第八項に規定する事項並びに同法第八十九条の三の規定による障害者等への支援の体制についての調査審議及び関係機関等の相互の連絡調整に関する事務 |
| （略） | （略） |

　二　（略）

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 担任する事務 |
| （略） | （略） |
| 大阪府立学校いじめ防止対策等審議会 | 府立学校の児童及び生徒に係るいじめ防止対策推進法第十四条第三項に規定するいじめの防止等のための対策についての調査審議及び同法第二十八条第一項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査に関する事務並びに学校生活に起因する府立学校の児童及び生徒の自殺又は自殺未遂があった場合（その疑いがある場合を含む。）に係る事実関係を明確にするための調査に関する事務 |
| （略） | （略） |

三・四　（略） | 別表第一（第二条関係）　一　（略）

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 担任する事務 |
| （略） | （略） |
| 大阪府障害者自立支援協議会 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第八十九条第七項に規定する事項並びに同法第八十九条の三の規定による障害者等への支援の体制についての調査審議及び関係機関等の相互の連絡調整に関する事務 |
| （略） | （略） |

　二　（略）

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 担任する事務 |
| （略） | （略） |
| 大阪府立学校いじめ防止対策審議会 | 府立学校の児童及び生徒に係るいじめ防止対策推進法第十四条第三項に規定するいじめの防止等のための対策についての調査審議及び同法第二十八条第一項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査に関する事務 |
| （略） | （略） |

三・四　（略） |
|  |  |

附　則

1-9

　この条例は、公布の日から施行する。

1-10